

平成25年度 全国知的障害関係施設長等会議

教育と福祉の連携について

平成25年6月5日

筑波大学附属久里浜特別支援学校

校長 下山 直人

戦後の障害児教育の変遷

- 昭和22年 **特殊教育**の始まり
 - 盲・聾・養護学校、特殊学級の設置
- 平成19年 **特別支援教育**へ転換
 - 通常の学級に在籍する発達障害児が新たな対象となる
 - 盲・聾・養護学校は**特別支援学校**へ
- **インクルーシブ教育システム**の構築へ
 - 平成23年 障害者基本法の改正



独立行政法人国立特別支援
教育総合研究所(昭和47年)

昭和48年 国立久里浜養護学校

対象: 重度・重複障害の子ども

平成16年 筑波大学附属久里浜特別支援学校

対象: 知的障害と自閉症を併せ有する子ども

1 障害のある子ども の教育の現状

(1) 特別支援教育対象の増大

特別支援教育対象の推移 (義務教育段階)

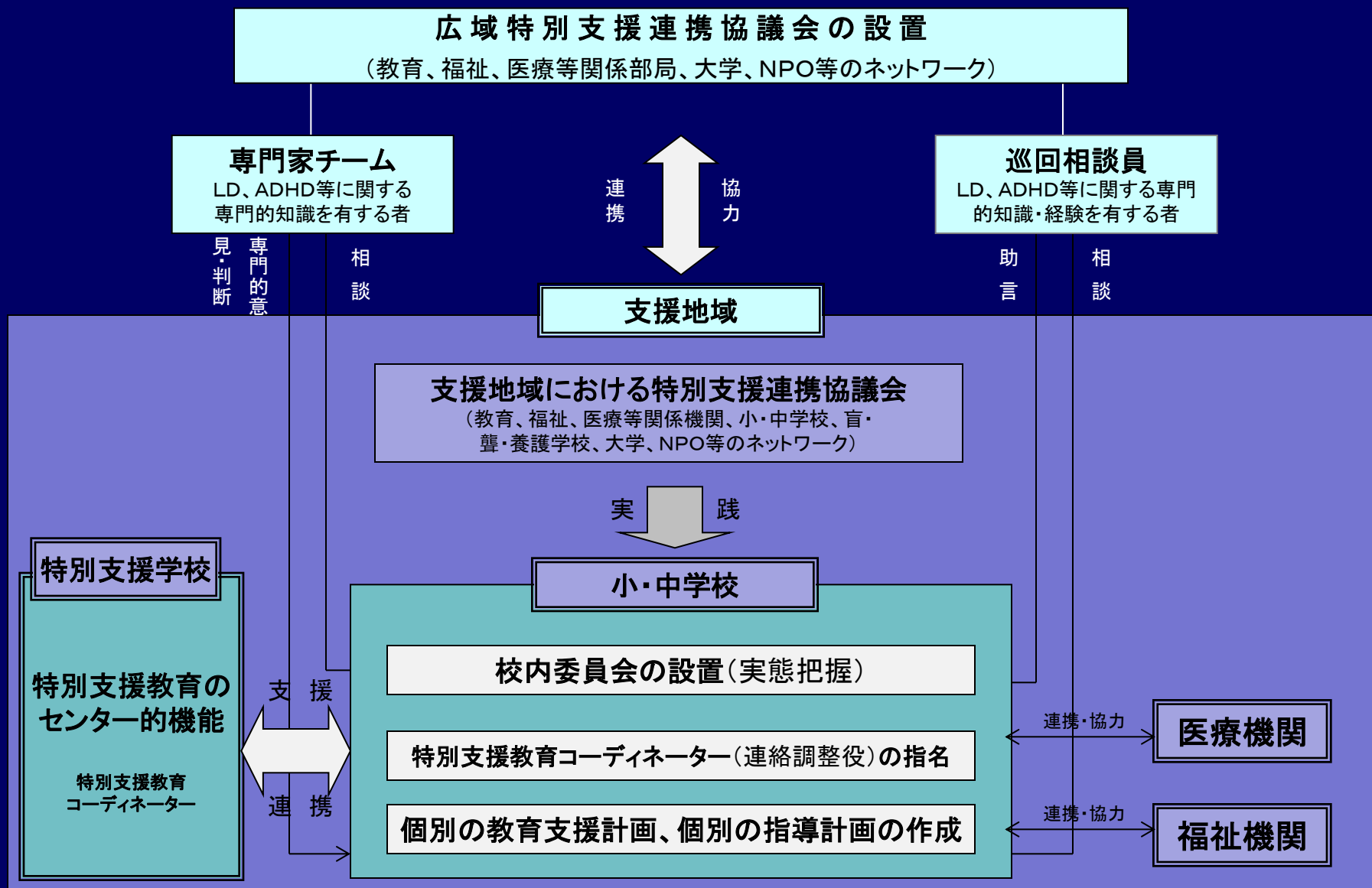
教育の場		2001年	2012年
特別支援学校		0.43%	0.62%
小学校	特別支援学級	0.63%	1.47%
	通級による指導	0.24%	0.62%
	通常の学級(LD, ADHD, 高機能自閉症等)	6.3%	6.5%
義務教育段階の児童生徒数		1,150万人	1,055万人

(2) 教育的ニーズに応じた支援 の充実と教育の場の整備

全ての学校で特別支援教育を推進

- 発達障害等の子どもは、どこにでもいる可能性
- 障害があるからではなく、「支援の必要性」(ニーズ)に対応して早期に支援
- 校内外の体制整備を推進
 - 特別支援教育コーディネーター
 - 特別支援学校のセンター的機能
- 約10年を経てハード面の体制整備は整ってきたが、支援の内容には温度差

地域における特別支援教育体制



※この図は、平成16年1月文部科学省刊行の「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒のための教育支援体制整備のためのガイドライン(試案)」に示された「支援体制全体像」をもとに筆者が作成したものである。

教育の場の整備

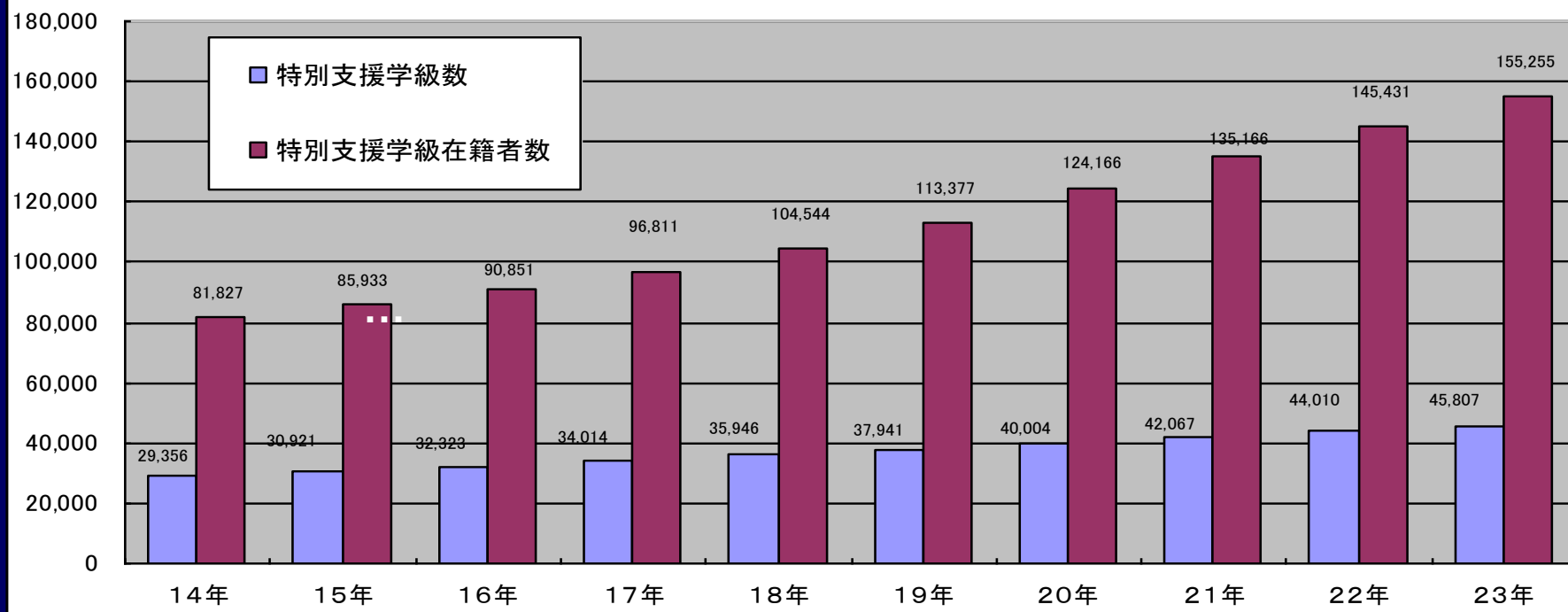
- 支援対象の増加に伴う特別支援学級、通級指導教室の設置
- 特別支援学校設置の多様化
 - 複数の障害に対応した学校 2割
 - 家庭から近い所で教育を，重複化への対応
 - 高等部単独の特別支援学校の増加
 - 軽度の知的障害児への対応
 - 小・中・高への分教室の設置
 - 地域で専門的な教育を

特別支援学級の現状

平成23年5月1日現在

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

特別支援学級数及び特別支援学級在籍者数の推移

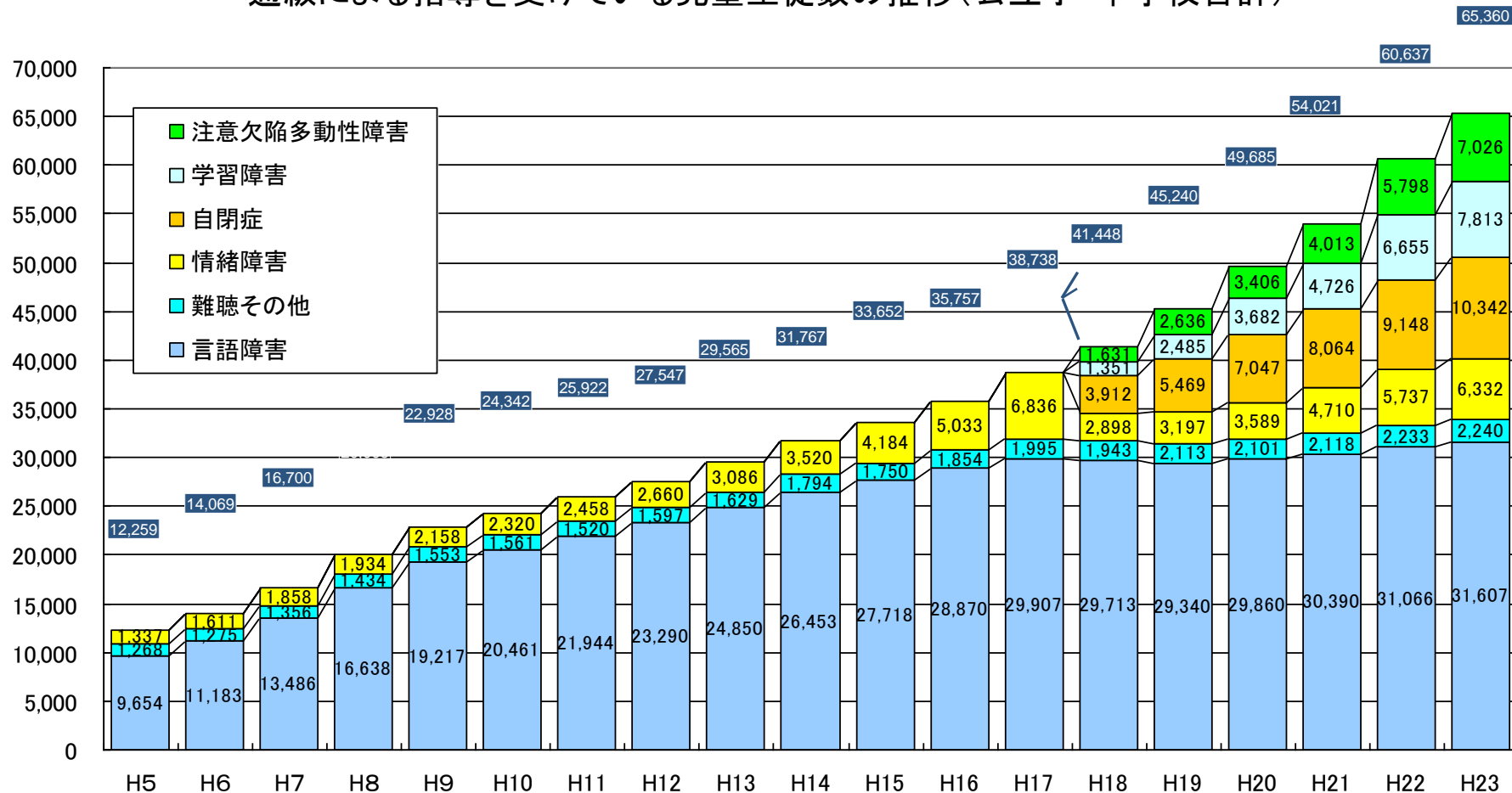


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,955	2,604	1,271	322	778	503	17,374	45,807
在籍者数	83,771	4,300	2,270	385	1,282	1,491	61,756	155,255

通級による指導の現状

平成23年5月1日現在

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

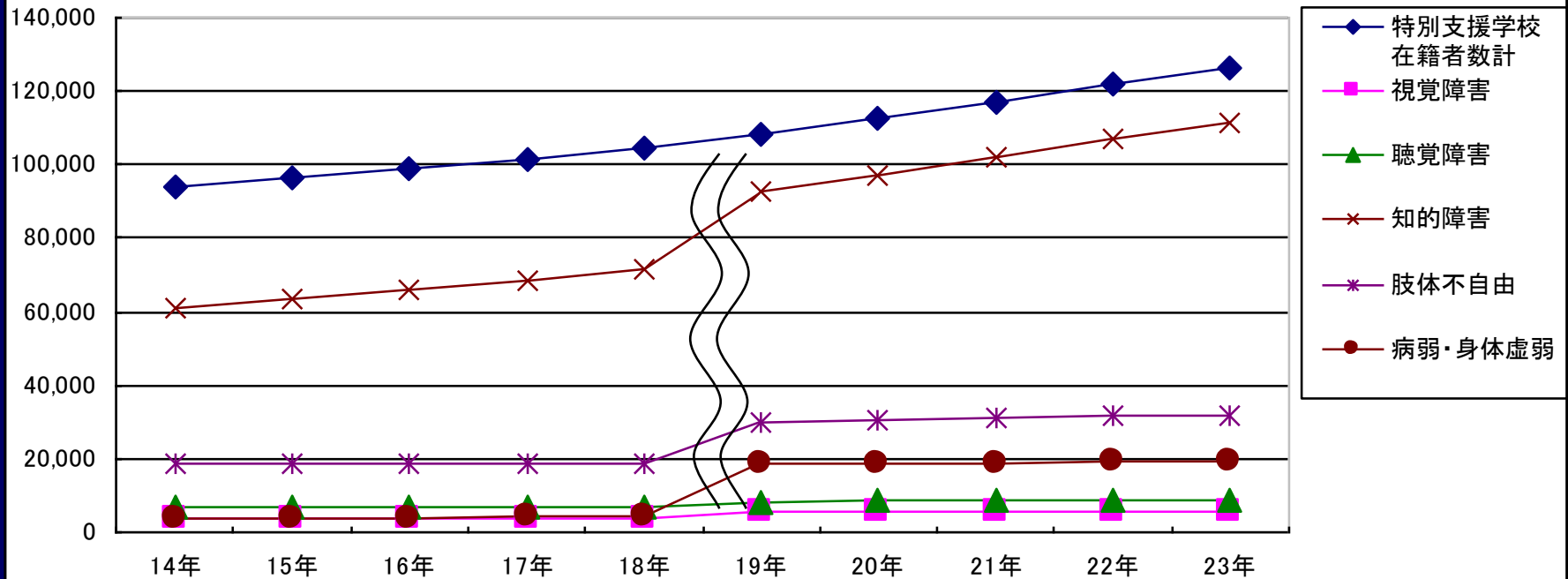
※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示。平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援学校の現状

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	118	673	314	138	1,049
在籍者数	5,882	8,660	111,468	31,612	19,589	126,123

※注: 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注: 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

(3) 福祉との連携に関する課題

移行期の支援

■ 早期支援の課題

- 一般保育の場への専門的な支援の不足、特に知的障害と発達障害

■ 就学への移行期

- 就学前の支援機関と学校との支援の一貫性が不十分(評価と継続)
- 就学相談・就学先決定の仕組みに対する信頼感の醸成

■ 社会への移行期

- 卒業後の受け皿の不足
- 在学中からの移行支援が不十分

地域で暮らす障害のある子どもと 家族への支援

- 障害のある子どもの生活の場が施設・病院から地域・家庭に移行
 - 家庭に近い所での教育への期待
 - 地域の生活者としての育成への期待
- 核家族化、地域の教育力の低下などを背景に、多様な支援が必要とされている
 - 教育、福祉、医療・保健などの機関の連携
 - これまでになかった支援が求められるように

2 障害のある子ども の教育の改革動向

障害のある子どもに関する教育制度の流れ

昭和22年～平成18年

特殊教育制度

平成18年度の対象者(※1)

1.9%

障害の種類や程度、特別な場、専門的な教育

(教育の場)

盲・聾・養護学校、特殊学級、通級による指導



平成19年～

特別支援教育制度

平成23年度の対象者(※2)

2.7%+6.5%?+α

教育的ニーズ、場を問わない、組織的な対応

(教育の場)

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級



今後

インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムの対象者

全ての子ども

共生社会形成のため、あらゆる場で、共に学ぶ

特別支援教育の推進が重要

(教育の場)

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級

といった連続性のある「多様な学びの場」を整備

(1) 特殊教育から特別支援教育へ

特殊教育から特別支援教育へ

■ 特殊教育

- 障害の種類や程度、特別な場、専門的な教育

■ 特別支援教育

- 一人一人の教育的ニーズへの対応
 - 発達障害、医療的ケアなどへの対応
 - 障害種別を超えた特別支援学校の創設
 - 個別の教育支援計画(ニーズの明確化)作成
- 個別的対応から組織的対応へ
 - 校内委員会、特別支援教育コーディネータ
 - 専門家チーム、特別支援学校のセンター的機能



新しいシステムの構築

(2) インクルーシブ教育システムを 目指した特別支援教育の推進

障害者基本法の改正（教育）

- 教育（第16条） 国及び地方公共団体の責務
 - 障害者が十分な教育を受けられるようにするため
 - 可能な限り共に教育を受けられるよう配慮
 - 教育の内容及び方法の改善
 - 前項の目的達成のため本人・保護者への十分な情報提供と可能な限りの意向尊重
 - 交流及び共同学習による相互理解の促進
 - 調査・研究、人材確保・資質向上、適切な教材提供、施設の整備・その他の環境整備

中央教育審議会初等中等教育分科会報告

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

H24.7.23

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、**特別支援教育を着実に進めていく必要がある**と考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求する**とともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で**教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備**することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」を用意**しておくことが必要である。

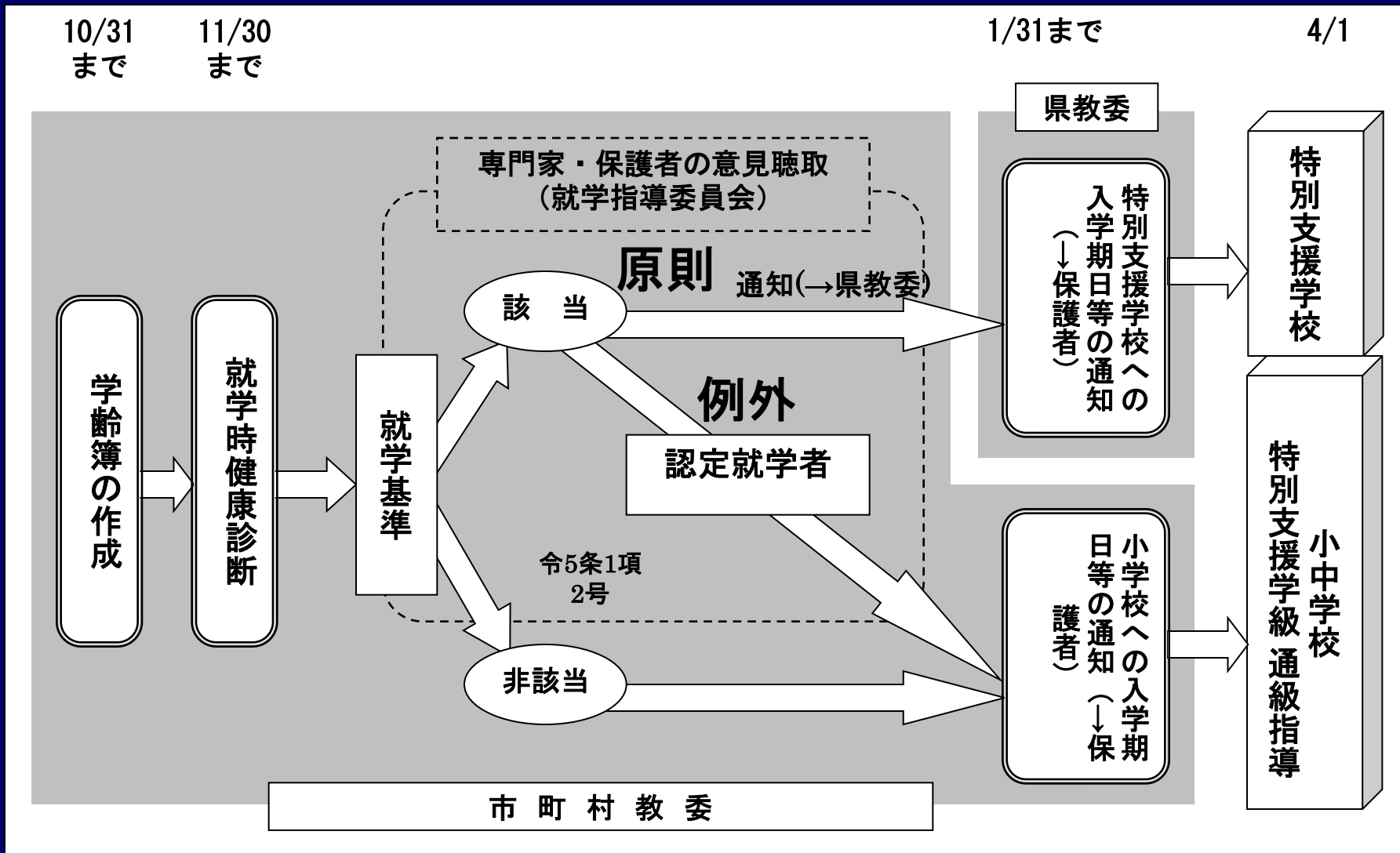
(「中央教育審議会初等中等教育分科会報告(H24.7)」より)

就学相談・就学先決定の在り方

- 現行の仕組みを改め総合的観点から就学先を決定する仕組みへの改善
- 本人・保護者に対する十分な情報提供と意見の最大限の尊重
- 関係者の合意形成の原則と最終的な市町村教育委員会の決定

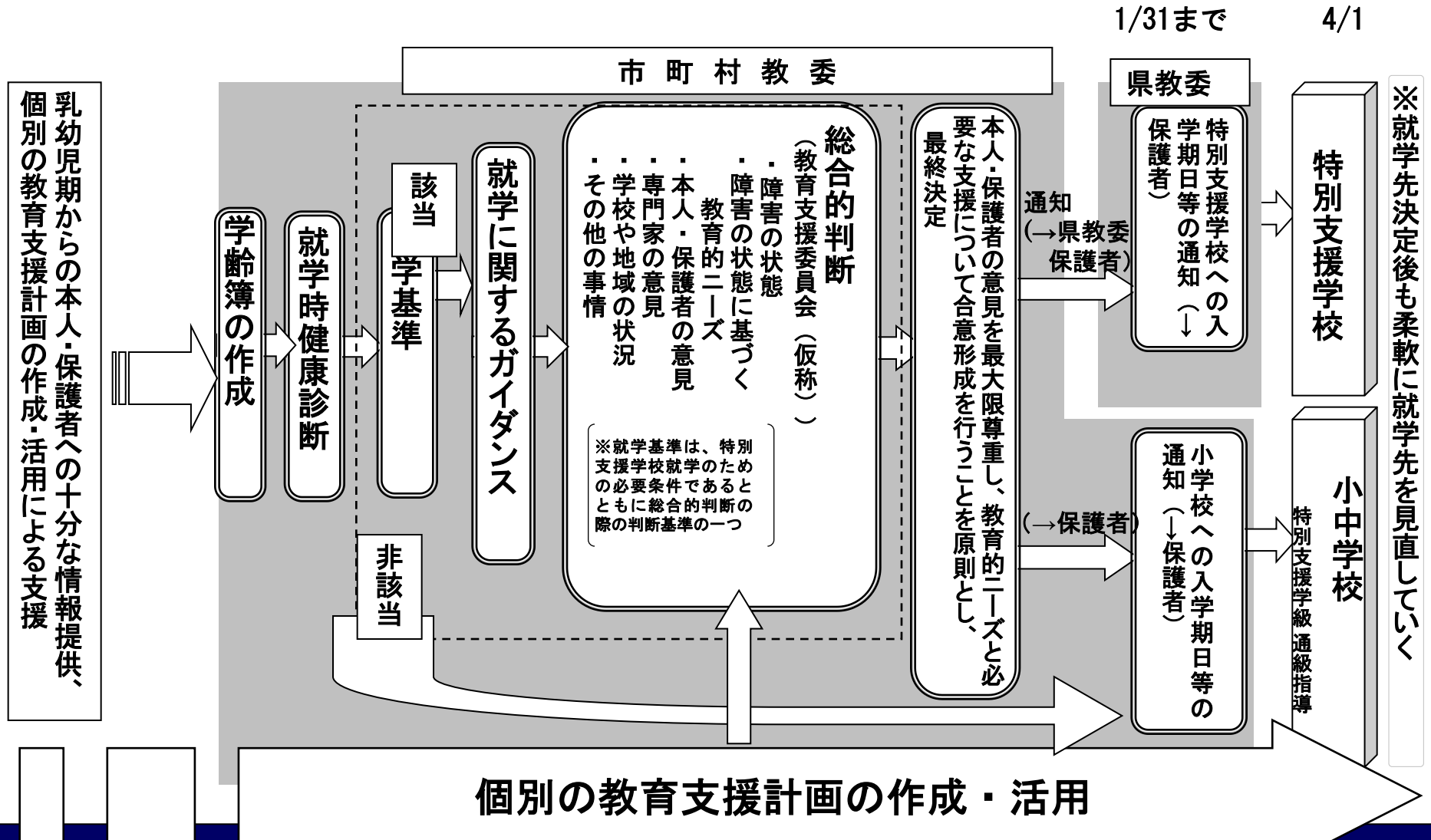
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【現在の手続】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正イメージ】



※就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく

合理的配慮について

- 合理的配慮とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- 障害のある子どもに個別に必要とされるもの
- 学校の設置者及び学校に均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- 合理的配慮の否定は障害を理由とした差別に含まれること

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

設置者・学校が実施

Aさん
のための
合理的
配慮

Bさん
のための
合理的
配慮

国、都道府県、市町村による環境整備

(観点)

ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

専門性のある指導体制の確保

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

教材の確保

施設・設備の整備

専門性のある教員、支援員等の人的配置

個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

交流及び共同学習の推進

合理的配慮

合理的配慮の基礎
となる環境整備
(基礎的環境整備)

平成25年度特別支援教育関係予算

■ インクルーシブ教育システム構築事業 15億円(14億円増)

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援 **人材の配置・活用を推進**しつつ、早期からの教育相談・支援 **体制の構築**、合理的配慮の充実・データベースの **構築**等、就学奨励費の **支給対象の拡大**、医療的ケアのための看護師 **配置**等を行う。

- 早期からの教育相談・支援体制の構築 16地域（早期支援コーディネーター約50人）
- インクルーシブ教育システム構築モデル事業 48校、24地域（合理的配慮協力員120人）
- 特別支援学校機能強化モデル事業 12地域（ST,OT,PT,心理の専門家など360人）
- 医療的ケアのための看護師配置 330人

■ 発達障害に関する教職員の専門性向上事業

制度改革を踏まえると

- 子どもを地域の生活者として育成
 - 学校も施設ももっと地域を意識した取組が重要
- 専門機関の専門性の向上と地域への提供
 - 求められる学校、施設へ
 - 専門性の地域への提供、相互の連携により価値を高める必要

3 これからの教育と福祉の 連携

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

- 平成24年4月、障害福祉課及び特別支援教育課連名の通知
- 学齢期においては、障害児支援利用計画及び個別支援計画と個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容との連動が必要であり、相談支援事業所と学校等が連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービスへの移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮を依頼。

(1) 一人一人の子どもを中心とした ネットワークの形成

- 子どもと家族の望ましい支援のために
 - 問題解決型ではなくニーズ対応型へ
- 事が起こる前に関係者がつながる
 - 最初の一歩に差が出る
 - 支援計画における連携が鍵(学校は福祉のことを書いているが・・・)

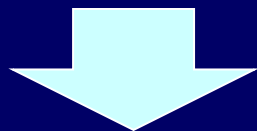
(2) 支援機能の充実と提供

■ 学校から地域へ

- 特別支援学校のセンター的機能拡充
 - ・ 外部人材を加えたセンター的機能の強化
- スクールクラスター構想：教育機関のネットワークの構築

■ 地域（資源、施設）から学校へ

- 地域の専門機関の支援を学校へ導入
- 在学中から地域（資源、施設）への参加を目指した教育



子どもを中心とした連携の強化により教育機関の
価値も福祉機関の価値も高まる